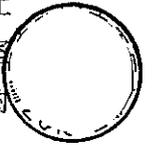


平成 30 年 10 月 11 日

市川市長

村越 祐民 様

東京電力ホールディングス株式会社  
福島原子力補償相談室  
公共補償センター所長 益塚 直樹



**原子力損害賠償のご請求（第 6 次分）に対するご回答について**

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故（以下、「本件事故」）により、被害を受けられた皆さまをはじめ、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを改めて心よりお詫び申し上げます。

本件事故に係る賠償の対象となる損害の範囲につきましては、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等（以下、「中間指針等」）に定められており、弊社は、この中間指針等の考え方を踏まえて賠償をさせていただいております。

このたび、貴庁より平成 30 年 9 月 20 日付けで受領いたしました「放射能対策に要した費用の請求について（第 6 次分）」につきまして、現時点でご提出いただいている証憑等を基に、内容の確認が終了いたしましたので、その結果を別紙のとおりご案内申し上げます。

引き続きご事情を詳しくお伺いし、必要な証憑等をご提出いただきながら、誠意をもって迅速かつ公正に対応して参りますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

